

香川県条例第18号

香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例

香川県一般海域管理条例（平成12年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律</u>（平成30年法律第89号）第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域を除く海域をいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律</u>（平成30年法律第89号）第2条第5項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。